

# 議第 33 号 広島市と呉市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

## 1 協議の趣旨

連携中枢都市圏制度は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定により、政令指定都市又は中核市と周辺市町村が連携し、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的として、連携市町村が協約を締結し、協約に基づき策定する連携中枢都市圏ビジョン（以下「ビジョン」といいます。）に計画する施策に対して、国が財政措置を行う制度です。

この度、広島市を連携中枢都市とした連携中枢都市圏である「広島広域都市圏」を形成するための検討を行い、広島市と協議して連携協約を締結するものです。

### 【 広島広域都市圏の構成市町 】 11 市 13 町

広島県 : 広島市・呉市・竹原市・三原市・大竹市・東広島市・廿日市市・  
安芸高田市・江田島市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・  
北広島町・大崎上島町・世羅町  
山口県 : 岩国市・柳井市・周防大島町・和木町・上関町・田布施町・平生町

## 2 連携中枢都市圏の仕組み

### (1) 連携中枢都市の要件

- ア 政令指定都市又は中核市
- イ 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が 1 以上
- ウ 三大都市圏の区域外に所在

### (2) 連携協約に盛り込む施策区分

- ア 圏域全体の経済成長のけん引
- イ 高次の都市機能の集積・強化
- ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### (3) 必要な手続

- ア 連携中枢都市による「連携中枢都市」宣言
- イ 連携中枢都市と連携市町村の「連携協約」の締結
- ウ 「ビジョン」の策定・公表

### 3 国の財政措置

| 施策区分                 | 実施主体                         | 財政措置   |
|----------------------|------------------------------|--|
| ア 圏域の経済成長のけん引        | 連携中枢都市<br>(広島市)              | 連携中枢都市に普通交付税措置<br>(圏域人口75万人の場合：約2億円)                       |
| イ 高次の都市機能の集積・強化      |                              |  |
| ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 | 連携中枢都市(広島市)及び連携市町(呉市を含む23市町) | 連携中枢都市及び連携市町に特別交付税措置<br>※連携中枢都市(約1.2億円)<br>※連携市町(1.5千万円上限) |

### 4 「広島広域都市圏」の将来像

次の三つの側面から、広島広域都市圏が目指すべき将来像を描き、圏域住民が愛着と誇りを持てる「誰もが“住み続けたい”“住んでみたい”広島広域都市圏」の形成を目指します。

#### (1) ヒト・モノ・カネ・情報が巡る都市圏を創る。

(経済面：圏域全体の経済成長をけん引する。)

圏域内のヒト・モノ・カネ・情報に加え、圏域外から呼び込んだそれらが、圏域内で「循環」する「ローカル経済圏」を構築し、経済活力とにぎわいに満ちた圏域を目指します。

ア 広島広域都市圏の産業振興に係る連携施策の検討

イ 無料公衆無線LAN環境の広域整備による外国人観光客誘致事業

ウ 広島かき採苗安定強化事業 など

#### (2) どこに住んでも安心して暮らしやすい都市圏を創る。

(生活面：高次の都市機能を集積・強化する。)

圏域の中心に医療等の高次都市機能を備え、充実した広域的公共交通網により圏域内住民が利用しやすい環境を整えることで、高次都市機能を容易に享受できる圏域を目指します。

ア 救急相談センター事業の実施

イ 圏域内公共交通網の充実・強化 など

#### (3) 住民の満足度が高い行政サービスを展開できる都市圏を創る。

(行政面：圏域全体の生活関連機能サービスを向上させる。)

施策の共同実施や行政資源の相互利用、広島市による行政サービスの補完等を通じ、行政サービスの効率化を図りつつ利便性を高め、圏域内住民のニーズに市町が連携して応えられる圏域を目指します。

ア 病児・病後児保育事業及び一時預かり保育事業の広域利用

イ 下水汚泥の共同処理の検討

ウ 交流・移住・定住促進に係る広域連携事業 など